

# まちづくりの基本ルール

## まちづくり基本条例(仮称)の制定に向けて

第7回(3月4日)及び第8回  
策定検討委員会(4月23日)  
が開催され、委員会としての  
条例案がまとまりましたので、  
その内容をお知らせします。

の過程で議会基本条例につい  
ても検討して行きたいとの回  
答がありました。

例案について住民説明・意見  
交換会も計画していますが、  
日程につきましては、後日、回  
覧等でお知らせいたします。

### 第7回 検討委員会

条例中の議会に関する項目  
について、町議会と意見交換  
を行いました。

策定委員会会长から、我々  
が目指す基本条例は、市民と  
町議会と町長との協働のまち  
づくりを目指しているので、  
市民と町議会の関係も、市民  
の意見がもつと議会に取り入  
れられるよう、議会独自の基  
本条例を作つて欲しいと委員  
から意見があつたことを伝え  
た。

これに対し町議会議長から  
は、議会基本条例について議  
会も議論してきたが、今は町  
が作る基本条例に議会で検討  
した4項目(議会の役割、議会  
の責務、議員の責務、議会の組  
織等)を盛り込んでいたとき、そ  
の内容を徹底して進め、そ

### 第8回 検討委員会

第6回 検討委員会で議論し  
た第9章及び第10章について  
下記のとおり条文案を決定し  
ました。

また、今回で最終章まで全  
ての検討を終えたことから、  
委員会としての条例案を決定  
しました。

### 第2回 まちづくり 講演会の開催

町では、検討委員会におい  
て基本条例案がまとまり住民  
との意見交換会を開催するこ  
とから、これに向けて昨年8  
月に続き、2回目の「まちづく  
り講演会」を開催します。

講師は、1回目に引き続き、  
北海学園大学法学部の横山純  
一先生です。

先生は、これまで道内各地  
で基本条例の策定に携わられ  
ており、今年も函館市の懇話  
会で会長を務められるなど、  
まちづくりに精通された方で  
す。今回も貴重なお話を伺え  
ると思いますので、市民皆さん  
の参加をお願いします。

パブリックコメント等の実施  
委員会でまとめた基本条例  
案について、6月中旬にパブリッ  
クコメントを実施します。  
パブリックコメントは、こ  
の基本条例にも盛り込まれた  
事項ですが、今後町が重要な  
事前に案を公表し、意見をい  
うべき、その意見に対する考  
え方も公表する制度ですが、  
今回は検討委員会で行います。  
また、検討委員会では、本条

場所 幌延町公民館  
日時 6月4日(水)  
午後7時開会

### 第9章、第10章の条文原案

#### 第9章 まちづくりの基本方針 (安全安心なまちづくり)

第32条 町は、市民の生命、財産及び暮らしの安全確保及び  
向上に努めるとともに、緊急時には、総合的かつ機動的な  
危機管理体制の確立に努めます。

2 町は、災害等が発生したときは、市民、事業者及び関係機  
関などとの協力、連携及び相互支援のもと、速やかに市民  
の安全・安心の確保に努めます。  
(人と自然との共生のまちづくり)

第33条 市民と町は、豊かな自然と恵みの大地を将来に向  
けて子孫に引き継ぐため、人と自然との共生のまちづくりを  
進めます。

2 市民と町は、環境にやさしいエネルギーの活用と省エネ  
ルギーの推進に努めます。  
3 市民と町は、資源循環型社会のまちづくりを進めます。  
(子育てと人づくりの推進)

第34条 町及び事業者等は、「子どもは国の宝、社会の宝」実  
践のため、誰もが安心して子どもを産み、育てることがで  
きる環境づくりに努めます。

2 町、学校、地域、事業者等及び家庭は、連携して子どもの  
安全確保と教育の充実に努めるとともに、次代を担う子ど  
もたちの健やかな成長を支えるため、地域社会全体で子育  
てを推進します。

3 町は、「まちづくりは人づくり」の観点から、思いやりの  
心を持ち、自ら学び、考え、行動するたくましい子どもたち

を育成するとともに、郷土に誇りを持ち、学びを生かした  
地域づくりに取り組む人材の育成など、町を支える人づくりを積極的に推進します。  
(地域情報化の推進)

第35条 町は、情報通信技術を活用して、豊富な情報と知識  
による文化的創造的な生活と先進的効率的な社会経済活  
動の実現に向けて、地域の総合的で高度な情報化を推進し  
ます。

#### 第10章 最高規範性等 (最高規範性)

第36条 この条例は、町が定める最高規範であり、市民及び  
町は、この条例の趣旨を最大限尊重します。

2 町は、他の条例等の制定及び改廃又はまちづくりに関する  
計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏ま  
えて整合性を図ります。  
(条例の見直し)

第37条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例が幌延  
町にふさわしいものであり続けているかどうか等を、市民  
を含めて検討します。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例  
の改正等必要な措置を行います。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。